

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 30 号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 37 年瀬戸市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準) 第 29 条の 4 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で <u>令第 37 条第 4 号から第 6 号</u> までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。 5 <省略>	(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準) 第 29 条の 4 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で <u>令第 37 条第 7 号から第 7 号の 3</u> までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。 5 <省略>

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。